

和2年第2回愛荘町議会臨時会会議録

令和2年5月8日（金）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提案趣旨説明
日程第 4 議案第37号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 吉岡ゑみ子君
11番 瀧すみ江君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 河村善一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 有村国知君	副町長 石田政則君
教育長 徳田寿君	教育次長 青木清司君
総務担当政策監 上林市治君	福祉担当政策監 岡部得晴君
企画担当政策監 藤塚雅徳君	産業担当政策監 中村喜久夫君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳田郁子 書記 宮川佳衣奈

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。

本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、議場でマスク着用、議案説明につきましても自席での説明とさせていただきますので、ご了承ください。座らせていただきます。

また、感染症予防のためには、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要であることから、議会での質問および答弁につきましては、簡潔に行われるよう、ご理解・ご協力をお願いします。また、本日はクールビズの期間中ですので、ノーネクタイで出席していることを申し添えておきます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和2年第2回愛荘町議会臨時会は成立いたしましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（河村善一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番 西澤桂一君、5番 村田 定君を指名します。

◎会期の決定

○議長（河村善一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日のみと決定し

ました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（河村善一君） 日程第3、町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） 令和2年第2回愛荘町議会臨時会の提案説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関し、町においては、その感染予防のための措置として町内施設の閉鎖、また町内幼稚園・小中学校は5月末まで臨時休業にする等の対応を取っております。

また、滋賀県からの休業要請を踏まえて、多くの事業者の営業自粛等、多くの住民の皆さまに賜っておりますご協力に心から感謝御礼を申し上げます。

皆さまのご協力により、現時点において町内の患者の発生はなく、一定の成果が表れており、引き続き住民の皆さまへ、更なる各種の予防措置の啓発、ご協力をお願いをし、町一丸となってこの危機を乗り越えてまいりたいと存じます。

住民の皆さまには、先に国の専門家会議でも示されました新たな生活様式も取り入れながら、引き続き感染予防につながる各種取り組みの実施に加え、密閉・密集・密接の、いわゆる三密の環境を避ける等、徹底した感染症対策に努めていただきたく、よろしくをお願い申し上げます。

それでは、臨時会に提案いたします案件につきましてご説明をいたします。補正予算案件1件を提案させていただきました。

議案第37号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策の一環として、国民一人当たり10万円の特別定額給付金および児童手当受給世帯に対する対象児童一人当たり、子育て世代臨時特別給付金1万円の支給に必要な経費を計上いたしました。

これに加え、町独自の支援策といたしまして、愛荘町生活支援経済対策給付金として町民一人当たり1万円の給付を行うことで、家庭生活の支援と町内経済の活性化を図る経費および中小企業・小規模事業者支援のための経費を計上いたしました。

まず、愛荘町生活支援経済対策給付金ですが、これは国が行う一人当たり10万円の定額給付金に、更に町独自の取り組みとして1万円を上乗せして、例示といたしますと5人ご家族の場合、50万円に5万円をプラスし総額55万円を給付するもので、まさに

コロナ禍にある家庭生活そして町内経済を、町住民の皆さまと連帯して支援活性化を図っていただく、町内での支出、町内事業者さんの振興につなげる応援をしていただくお支払いに充てていただくことを切に願っての給付事業であります。

また、中小企業・小規模事業者への町独自の支援策として、町が実施する休業等の要請に協力した中小企業・小規模事業者に対する支援金の支給に加え、町内事業者に関しては上乗せして支援金を支給を行います。

また、県の休業要請対象外のすべての事業者にも、売り上げが減少した場合には町が単独で支援を行います。それに加え、県が実施する今後の事業活動に資する人材育成、働き方改革、新たな販路の開拓等に取り組む中小企業・小規模事業者に対する経営力強化補助金制度に関し、その一層の後押しを図るべく町独自の措置として事業者等の自己負担分について町が補助をいたします。

以上の内容で、補正予算案件1件を臨時会に提案させていただきました。ご議決後は住民や企業・事業者の皆さまに早くご活用をいただけるよう進めてまいります。

何卒ご審議のうえ、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第4、議案第37号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。上林総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、自席からご説明を申し上げます。議案書1ページをお願いいたします。議案第37号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）を、ご説明させていただきます。

令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24億5,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億3,200万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策および町独自の施策にかかる補正予算でございます。

主なものといたしまして、特別定額給付金の給付や子育て世帯臨時特別給付金の給付、愛荘町独自の施策としまして特別定額給付金に町単独で住民一人当たり1万円を上乗せすること、および中小企業・小規模事業者への支援でございます。

事項別明細書で各課目の補正額および主な内容をご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。

14 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金として補正額 22 億 800 万円で、18 節特別定額給付金給付事業費補助金 21 億 4,000 万円の追加は国の特別定額給付金給付事業に伴う事業費、19 節特別定額給付金給付事務費補助金 2,500 万円の追加は当該事業に伴う事務費、20 節子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 4,000 万円は国の子育て世帯臨時特別給付金給付事業に伴う事業費、21 節子育て世代臨時特別給付金給付事務費補助金 300 万円は当該事業に伴う事務費で、いずれも国の補助率 10 分の 10 事業でございます。

下段、18 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 2 億 4,400 万円は、財源調整のため財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、歳出で 7 ページをお願いします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、補正額 23 億 7,900 万円は定額給付金給付事業に伴う事業費および事務費で 1 節報酬 450 万 1,000 円、飛びまして 4 節共済費 11 万 4,000 円および 9 節旅費 20 万 2,000 円は発送業務などパートタイム会計年度任用職員の雇用に係るもの、3 節職員手当 186 万円は職員の時間外勤務手当、11 節需用費 239 万 2,000 円および 12 節役務費 614 万 9,000 円は事務に伴う用紙・封筒・通知返信用等郵便代、13 節委託料 780 万 2,000 円は特別定額給付金システム開発委託料、14 節使用料及び賃借料 198 万円はコピー機および電算機器リース料、19 節負担金補助及び交付金 23 億 5,400 万円は特別定額給付金 10 万円を 4 月 27 日の住民基本台帳に基づく 2 万 1,400 人へ給付させていただくもののほか、町単独事業として愛荘町生活支援経済対策給付金として一人当たり国の定額給付金 10 万円に 1 万円を上乗せし給付するものでございます。

特に、愛荘町生活支援経済対策給付金ですが、町民一人当たり国が行う定額給付金 10 万円に 1 万円上乗せして給付するもので、家庭生活の支援と町内経済の活性化を図るもので、住民の皆さまには、ぜひとも趣旨をご理解賜り町内での支出、町内事業者さんの振興につながるようお願いをするものでございます。

8 ページでございます。2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、補正額 4,300 万円は子育て世帯臨時特別給付金給付事業に伴う事業費および事務費で、3 節職員手当 9 万 6,000 円は時間外勤務手当、11 節需用費 2 万 9,000 円は消耗品費および印刷製本費、12

節役務費 37 万円は通信運搬費、13 節委託費 250 万 5,000 円は臨時特別給付金システムの開発委託料、19 節負担金補助及び交付金 4,000 万円は子育て世代臨時特別給付金で、1 万円を児童手当受給者 4,000 人へ給付させていただくものでございます。

次、7 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費 3,000 万円は、中小企業・小規模事業者支援で、13 節委託料 1,500 万円は滋賀県が実施する休業等の要請に協力した中小企業・小規模事業者に対する支援金の支給に関し、町内事業者に関しては上乘せして支援金の支給を行うものです。

19 節負担金補助及び交付金 1,500 万円は、県の休業等の要請の対象外施設の事業者であっても売上げが減少した場合は、町が単独で支援を行うものです。また、県が実施する今後の事業活動に資する人材育成、働き方改革、新たな販売の開拓等に取り組む中小企業・小規模事業者に対する経営力強化補助金制度に関し、町独自の措置として事業者等の自己負担分につき町が補助するものでございます。

次、9 ページでございますけれども、給与費明細書でございます。

以上が、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5 番、村田 定君。

○5 番（村田 定君） 5 番、村田です。愛荘町生活支援経済対策給付金の事業について質問いたします。

町単独で生活支援対策給付金として町民一人に 1 万円を給付するということを決定、今報告を受けました。コロナウイルスとの闘い、非常に長い闘いではございますけれども、住民さん一人ひとりの本当に辛抱、我慢の時でありまして、まさしく今、非常にストレスも溜まっている状態でございます。

そういった中で今、町民さんが必要とされておられるのは、やはりお金、現金だと思えます。そういったことで、国は 10 万円の特別給付金を支給すると、全国一律でございますけれども、町単独で 1 万円というのは非常に意味のある重いものだと思います。

そういったことで、町長にお尋ねをいたします。まず、先陣を切って愛荘町が独自に 1 万円支給ということは近隣市町を見まして、こういった制度はまだやっていないわけですので、スピード感を持って、こういった制度を出してこられたということ、まず、その重い政治決断をされ英断をされました。

そういったことで、住民さんは町行政には関心がないというふうな最中ではございますけれども、これを機に住民さんもこのように思ってもらっているということで、好意にとられ、町行政に対する思いも一層増してもらえないかなというようなことで、私は1万円の独自の施策というものは高く評価するものでございます。

そういったことで、町長独自の政治決断を英断された経緯を、町民にしっかりと伝え、また町内外にもしっかりと愛荘町はこのような施策をしたということをしっかりとPRしていく必要があるのではないのかなということで、まず町長の英断をされた決意についてのメッセージをお尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 有村町長。

○町長（有村国知君） 今ほど村田議員からご質問を賜りました。この度の町住民お一人当たり1万円を町単独の独自の事業として給付をいたしますこの事業に関するご質問でございますけれども、町にとって大変大きな事業であるということは私自身も本当に思っております。

今ほどおっしゃっていただきました、これを決めるに至ったその経緯であること、また町の住民の皆さまにしっかりと伝えていってほしいということ、またその発信もあるべきであるということでおっしゃっていただきました。本当にそのとおりでございます。

この度の冬、春先からのコロナ禍において、大変住民の皆さま、そして町内事業者の皆さま、本当にお辛い大変な困難な状況の中におられます。これはそれぞれの方々、世帯を守っていらっしゃる個人の方々、事業を行っていらっしゃる方々、どの方とお話しても本当に大変だというのは一日一日、不安ということに押しつぶされそうな夜を過ごしているということをお教えをいただいております。

今回の1万円の給付でございますけれども、国の方からは一人当たり10万円の給付がなされてまいります。これに関しましては、それぞれの世帯であり、また人生のステージ、そして働き方等々におきまして、それぞれの個人が向き合われる大変さ、そして課題というのは各々異なります。であるがゆえに、この10万円ということは、それぞれの個人また世帯での課題の解決、その困難を少しでも小さくするためにご利用をいただければというふうに思っております。

そして、この町がプラスで給付させていただきます分でございますけれども、町の財政、先生方にも既にご報告を申し上げており、また議会でもご報告をさせていただいておりますとおり、愛荘町の財政になかなか制限がある中、制約がある中、この事業で

2億1,400万円という大変大きな金額を基金を原資として支出をさせていただいております。

この基金というのは、住民の皆さまが築きあげてくださった町の基金でございます。これを充てさせていただいてでも、住民の皆さまの生活をしっかりと寄り添ってサポートしていきたい。これは先生方からも多くのご発信を、ご示唆を賜りました。その下で、案を練った中この1万円を早く現金の形でお届けさせていただき、基本的には口座への振り込みという形をとってまいりますけれども、現金をお届けさせていただきということ。

この生活支援ということはもちろんございますけれども、強い願いとしては、やはり町内で事業を頑張っているそれぞれのの方々、小売りの方であったり、また飲食の方であったり、そしてサービスを提供して下さっているの方々、農産品をつくり、また販売をして下さっているの方々、より顔の見える町内事業者さま、これを頑張っている、共にこれを乗り越えていこうという思いを持って、町内の事業者さまへの支出に住民の皆さまには充てていただきたいという強い思いがございます。

お一人では1万円でございます。ですが、複数世帯であればそれが2万円、3万円、4万円、5万円という金額になってまいります。町内全体で見ますと2億1,400万円のお金が町に行き渡る大変この経済効果というのは大きなものがございます。

そんな点では、ぜひ顔の見える商店主さまに住民の皆さまが、そして、もしかしたらその字とより近い事業者さまを勇気づけるためにも、この1万円をそれぞれの有効にご活用いただいて、町内の事業者さんの応援、その振興に住民の皆さんには充てていただきたいという思いが込められている1万円の給付事業でございます。

そんな点では、今回の1万円の給付事業は県下を見渡しても、ここまでのことをなさっているということは、現時点においては非常に稀な自治体でございます。それぐらいの重い支出であり、この事業でございますけれども、その重さという重要さということ、を住民の皆さまへしっかりと私たち発信をしていながら、このコロナ禍を共に連帯しながら乗り越えてまいりたいというふうに心から存じております。

そんな点では、議会の先生方には引き続きお力を賜りますが、また住民の皆さまにも連帯ということ、ぜひ心に深く入れながら、皆さんを励ましながら、応援をしていただきたいというふうに願っております。ご質問賜りありがとうございます。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） どうもありがとうございます。

本当に英断をしていただきましてありがとうございます。まさしく愛荘町の存在感というものが、これではっきりと意思表示をしていただけたのではないかというふうに思います。特に住民の生活支援また町内業者の支援、そういった思いの中で、こういったことを決断していただけたことは、大変町民としては喜ばれると思います。

それで、次にお尋ねしたいのは、国の10万円と町独自の1万円、これについてはスピードを持って支給をしていただきたい。ですので、いつ手元にいただけるのかということが住民さんとしては最大の関心だと思います。そういったところを1点お尋ねしたいと思います。

それと、本日の臨時議会、当然明日の新聞には臨時会のことが載ると思うのですが、本当にこの1万円というものを愛荘町の独自の施策というものをぜひ記者クラブの方にもはっきりとお伝えいただいて内外共に発表いただくことを切にお願いをします。以上です。

○議長（河村善一君） 岡部福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） ご質問いただきました支給時期でございます。現段階では5月中というので努力をしておりますし、国の方も5月中には支給するよにということで、できるだけ努力して5月中に支給が開始できるようということで取りまさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤です。大変ご苦勞いただいて、いろいろと考えていただいていると、その点は我々もしっかりと評価をしていきたいと、ただ、非常に国にしても町にしましても、いろいろと取り扱っていただいている中で、今の5月中にというのは、どうもスピード感がない。

やはり、この前の説明会で世帯に対する郵送は5月20日、そして第1回の支払い開始を5月29日と、こういう予定だということを示していただきましたけれども、やっぱりもっとスピードを、せっかくそれだけのことをしていただく、国自体も4月29日か30日か、休日を返上してでも予算編成をやって、しっかりと早急に住民に届けたいと、こういう趣旨で取り組んでおられます。

それだけ今国民が不安に思っているということですから、これに答えようというのが、この施策なんです。ところが、これが実際手元に行って、初めて住民というのは安心す

るわけですから、非常にその間の取り組みの時間が長いというように思います。

今日の新聞を見ておりましたが、湖南省では昨日発送して今日から支給開始をしていくというようなことも載っておりますし、総務大臣の国会答弁を聞いておりましたが、5月8日には既に800の市町村が「5月8日にはこれを発送して取り組みを始めますよ」というような情報も言っておられます。

それで、いろいろと見ておきますと、初期の取り組みと言いますか、特別チームを編成して連休中もこれに取り組んできてというような、最初から取り組みをしっかりとやってきている、スピード感を持ってやってきているということがあります。

ぜひ、やはり5月20日の発送、支払いを5月29日、これを少しでも早く前に縮めていただくということについて、1点目はお尋ねをしたいと思います。

そして、2点目ですけれども、町長にぜひ検討していただきたいんです。今、国の方から10万円、町からも1万円を支給をしていただくというようなことですが、当初の案では首相が言っておりましたのは「本当に生活に困っている方に30万円を渡そう」というようなことだったわけです。

それですと、その意義自体も生活に困っておられるというようなところでわかるのですが、今回10万円ということになりまして、ある著名人とか、県の知事とかは集めて公務員とか議員とか、あるいは高額所得者というのは、特に給料が減っているわけではないし、その部分はしっかりと集めて違うところに使おうではないかというようなことも、話をされています。

私は趣旨的には、やはり一人10万円というよりも当初の案でありました本当に生活に困っておられる方に対して30万円を支給しようと、こちらの方が実態にはあっているのかなという思いを持っております。

そこで、今この場で回答を求めませんが、一度検討していただきたいと思えますのは、私はそうやってできましたものを、町内の方にも、あるいは議員とか職員の方の中でも10万円を返上ではなく集め出して拋出、任意で賛同者があればですけれども、これを1つの原資として、プレミアム商品券というような形で考えられないかと思うわけです。

それで、町といたしまして、今回事業を中止されたというようなところで予算執行残というところもありますから、そういうものを原資といたしまして、プレミアム商品券、これを5,000円とか3,000円とかプレミアをつけて発行、それも例えば2年とか3年と

かいう長期に使えるようなことで考えていただければ、町民の生活も、あるいは町内の事業者にとってもやはり有効にいきってくるのではないかなと思っておりますので、ぜひひとつそれも、先ほど申しましたように検討課題として取り組んでいただきたいなと思います。以上、2点をお願いいたします。

○議長（河村善一君） 岡部福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 西澤議員の1点目のご質問でございます。

スピード感がないというお話でございますが、申請リスト等についても、一定DVや虐待等の方々の名簿を外していくというようなルールがございます。ただ、早いところはそれをやっていないのかなというふうに思いますけれども、そこら辺のルールに基づき実施している中で、標準的に示させていただいている時期に発送をする予定としているところです。

ただ、これはできるだけ早くというのもございますので、ご理解いただきたいと思えますし、振り込みにつきましても口座の指定金融機関から確認を、最低でも10日間かかるというようなお話もいただいております。

それを何とか少しでも短縮してという話の中で、5月末というような形で、それを一日でも早くというのは、もちろん努力はしております。ご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（河村善一君） 有村町長。

○町長（有村国知君） 西澤議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

本当におっしゃっていただいているとおり、生活が困窮にある方というのは今非常に難しい状況でいらっしゃるというふうに本当に存じます。また、企業がそれぞれ休業なさったりというところで、また学校も今休業していると、そんな点ではさまざまな方面からの困難に向き合っていただいておりますので、こういう方々に行政として社会として、しっかりと寄り添っていかねばならないという思いでおります。

今ほどおっしゃっていただきましたプレミアム商品券の部分に関してなんですけれども、今経済対策または生活支援のPTというものが、この本部会議のもとに愛荘町において設置をいたしております。これが主に若手であったり、それぞれの担当部局が主幹としながら福祉の分野であったりとか、経済支援の分野であったりというところで、コロナ禍を前にして何が行政として果たさねばならないか、どのようなメニューをすることができるのか。いろいろな自治体のベストプラクティス等とも踏まえながら策

定をしていくというものでございます。

今回、臨時議会でご提案させていただいておりますのは、町としてのいろいろな財政的なお話をさせていただきますと財政的な制約ももちろんございます。もちろんある中なんですけれども、今回は第一弾ということでやまして、第二弾はどのような形のものがより有効であるのかというところを、このPTにおいて今検討を進めておる中でございますので、このプレミアム商品券ということ、過去の実施もでございます。

実は皆さんもご記憶だと思います。この春までもやっておりました。2万5,000円分を2万円でご購入いただけるということでございますけれども、なかなかプレミアム商品券というのが、複製を防ぐであったり、これに賛同してくださる事業者さま、そしてその換金ということを含めると非常に時間が大変かかると、今ほども先生がおっしゃっていただいたのは複数年度使えるようにしようということもおっしゃっていただきましたけれども、さまざま何が有効に働いていくかというところを、このPTにおきましても賜りましたご意見をしっかりと入れながら検討はしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。先ほど2人の方が言われていたところと同じなんですけれども、特別定額給付金のことで質疑させていただきます。

今日、全協で出していただいた資料の方ですけれども、一番下、その他というところに、事業実施のための要綱を策定となっていて、国から示され次第作成となっています。

まだ、国からこれが示されていないのかどうか。今日の時点でそう書いていますので、ないと思うのですけれども、ないと困るのですけれども、何日ぐらいに示されて、準備が予定どおり進める、今も答弁もありましたけれども、そういう見通しなのかということも1つ。

もう1つは申請書の方ですけれども、これはたぶん1万円も上乘せにはなるんですけれども、申請書は多分国から示される申請書でされるのではないかと思います。割と前もって、いろいろな情報が出てまして、申請書の内容なんかも書かれているものもあるんですけれども、そういう中を見ていまして、申請書がかなり、誰でもがスムーズに書けるというものではないようにも思いますし、例えば、それが書けなくて必要な人に行き渡らない部分もあると思います。そういう部分でそのようなことを防ぐためにどのような対策が必要なのか。相談窓口、電話など設けていただくとかいろいろあると思

ますけれども、それについて答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 岡部福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 瀧議員の2点についてお答えいたします。

1点目の要綱については、国は示さないという見解を出してきました。これに基づいて町が策定していかななくてはいけないというふうには考えておりますので、よろしくをお願いします。

もう1点目の部分につきましては、基本的に給付金に係る部分でございますので、なかなか内容的には対応をどういうふうにしていくのかというのは難しい部分がございますけれども、そこら辺を考えながら取り組んでいきたいというふうには思っております。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 要綱の件ですけれども、今日の資料には国が示され次第と書かれているんですが、示さないということになったというような答弁でした。町が作成するということは、これから策定するということなんで、それが作成されるのはいつなのかということについて、それが作成されないと申請書配付も遅れてきますので、そこら辺の部分、何日までにどういう予定でされるのかということについて答弁をお願いします。

そして、2つ目のことですけれども、やはり申請書の部分ですけれども、障害のある方とか、高齢者、いろいろな部分があると思います。そういう部分でなかなか難しい、記入が難しい、そして返信するのも、例えばポストまで行くのも難しい方がおられるかと思えます。そういうことについて、どのようにみんなに行き渡るように、町として配慮するのかということをお答えをお願いします。

○議長（河村善一君） 岡部福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 1点目の要綱につきましては、もちろん申請書を発送するのに逆に合わせていかないとはいけませんので、それは発送時期を遅らすというものではございません。要綱の方をそこに合わせて作成していくというふうになりますので、よろしくお答えいたします。

それと、もう1点の記入し難いという部分につきましては、基本的には記載例は入れさせていただきます。ただ、特に本当に困難な人に関しましては、本来でしたら指導等ができるんですけれども、この新型コロナのために訪問等も控えよというようなことも

ございます。そうなりますと、やはり連絡手段を取りながら進めて行くしかないのかなというようなことを現段階では考えているところでございますが、一定申請が出てこない方に関しては再度確認のための通知なりを出す段取りをしております。その中で、状況がどの程度改善されているかによりまして、対応方法も検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。まず1つは、中小企業・小規模事業者への支援についてですが、町独自の支援策として10万円の支援を行うと、それは収入が2割減収した事業所を対象にしているのですが、ただ審査において確認をしておきます。

県の支援金の申請をするということで受けられるという思いで申請をすれば却下されるという場合、そうすると申請時期は早くほしいのだけれども、当然仕方なく遅れていくということになるわけですが、そういうことも起こります。

そして、当然長いコロナ対策というものが必要なんですが、国がどういうふうな指示を出していくか、発出するかによって、その支援策の審査の基準が変更するやしないかという心配が生まれてきます。

この影響は、この後かなり経済影響が来るだろうと思っているところがあって、このコロナによる皆さんの協力、事業所の協力、こういうものにおける②のところ、中小企業等感染症対策臨時支援金を申請するうえで、8月、9月までの前年月との対比での減収とか、前年度の申告の基になる台帳による比較の減収、その点で何月までの減収を審査の要因とするのか、そのことをまず1つ。

言っている意味がわかりにくかったら、とりあえず、要するに2割減収を今年度いっぱいほどの月で起こっても認めますと、簡単に言えばそういうことなんです。難しく言うただけで、ですから、とりあえず、審査における減収2割はどのような査定をするかというところを、町民さんにしっかりと周知をしなければならない。

簡単に言えば、今私った言った例みたいに、今年においてはどの月においても前月よりも2割減収が起こったという時には対象にしますというのかどうか。そのことを確認しておきたい。

○議長（河村善一君） 中村産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） 辰己議員の質問にお答えをしたいと思います。

町単独事業につきましては、来年の1月15日までが申請の受付となっておりますの

で、一番遅くても今年の12月を比較してというような形になりますので、よろしくお願いをしたいと思っています。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 十分それで説明されているんだと思うのですが、私が言っているのは、はっきりした減収を認定する、要するに12月までは、事業照会というので、要するに私が心配するのは減収査定、認定が11月よりも12月が2割下がったという時

町の単独事業は効力を発すると、要するに申請者に10万円支援金を渡しますということになるのか。一定の国のいろいろな動きを見て、そこで相互の協力において事業減収を認定するのかと、ただ、申請時期は1月15日と言っているわけで、査定のところを聞いているんです。

○議長（河村善一君） 中村産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） 今の質問にお答えをしたいと思います。

12月までの中で、この5月から12月の中で昨年と今年の数値を比較した中で、例えば、10月が2割を超えていたと、それまでが超えていなかったということで10月が超えたということになりますと、それに対する申請をさせていただきますと2割を超えた分に対する申請ということで、もちろん受けてもらえるというような形になると思います。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） なぜ、今年に限ってのそういうことを言ったのかと言えば、やはり経済影響、コロナによる国民皆さんの協力がどの時期に、経済がもっともどどというふうに影響していくのか。今即今、ひっ迫しているということには手立てがどどん、どどん講じていただいています。でも、本当に事業所に対して、そういうふうな状況の審査1つも、やっぱり大きく影響するので、セーフティーネット4号、5号、こういうものを基準に考えていくと、やはり災害というところになると、どうであるか。単なる前年度、前年度ばかりを言われるかどうかということもあります。とりあえず、そういう比較で審査を行うという答弁でした。

その次に、確認をしておきたいのは、先ほど我々議会も4月30日、今日の9時からぎりぎり10時まで、こうしたコロナ問題での協議をしてきています。町が出されたものに基づいてどう発展させるかということで協議も、議会も一緒になって考えてきてい

るのが現実です。

そういった中で、本会議場ですので、改めて確認をしておくということも必要になります。こういうふうに県が示している滋賀県支援金対象事業所というものと滋賀県が支援金を対象としない一覧表があるわけです。

こうした中で、ペットショップ、ペット美容室、ネイルサロン、まつげエクステンション、そういうものは県の支援対象事業に入っているんです。これはこれで大事なことなんですよ。入っているから、県に申請されると県の支援金と町が後押しをする支援金がもらえるんです。これは事業者にとって大事なことなんでいいんです。

しかし、一方で支援をされない、支援対象となっていない理容室や美容室、ここが私が言いたいのは、もし50%以上の減収がなくて20%以上なら町の単独事業の10万円になってくる。やはり、そこにどうなんだろうということで、少なからず疑問を持つわけです。

ですから、散髪屋さんや美容室は、私たちは対象外だというふうに思われている方が多いわけですが、実際問題、県の対象には外されているということで、改めて理容・美容、マッサージ師も国家資格を持っていると、その対象外になるということになっています。その一方で、整体師などは対象になっています。国家資格を持っているか、持っていないかによっても対象になったり、対象にならなかったりするわけです。

ですから、私はそうした事業所が、やはり町内事業は町長の先ほどの答弁の「減収したすべての事業所にすべて支援をしていきたい」という、その言葉を重く受け止めたいというように思います。

ですから、今言っているようにセーフティーネットの4号で20%のガイドラインを決めているのを少しでもすべての事業所を支援するということで、根拠としてセーフティーネット5号の15%を基準とされて、少しでも事業所応援をしていただきたいということを求めますが、町長の答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 中村産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、お答えをします。

今ほど言われましたように、この県での拡大防止支援金の中には休業要請をされているもの、されていないものということでございます。このされていないものの中で、町が独自に、この臨時支援金をちょっとでも苦勞されている方にお支払いをしていこうという形で設けた支援策となっているところでございます。

この欄の20%減少というところでございますけれども、これにつきましてはセーフティーネット補償の関係で突発的災害の発生に起因する自然災害等ということで、この4号を使っているということで、新型コロナウイルスの関係がそれに該当するというところで20%を使っているというようなところでございます。

今のこの20%のラインについてのお話であったかなというふうに思うわけですが、国の方でもいろいろな支援策がございまして、今後の国の補正予算につきましても、家賃の問題とか、いろいろな話が補正予算で今後見込まれるというようなことも聞いておりますし、そういったことも鑑みまして、今後やっぱり注視していく必要があるのではないかなというようなことを考えているところでございます。以上です。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 中村産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） 県の方で休業要請されていない事業といたしましては、先ほど辰己議員からもご質問がありましたように、理髪店とか美容店、またクリーニング店などが対象になっていないということで、そういったものを町の独自の対策として支援をしていくというようなところでございます。

○議長（河村善一君） 有村町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員からご質問いただきました。

この町独自の支援金でございます10万円、これが20%以上そして49%以下の方々に対しての給付をしっかりとしていきたいというものでございます。これに関しましても20%ではなく15%の影響を受けている方々の事業者さんを含めてはどうかということでのご質問でございます。

辰己議員もさまざまな事業者の皆さまからのお声ということのを伺ってくださっていると、いうふうに存じます。私も本当に多くの事業者の皆さまが今置かれている厳しい状況があるということはさまざまに伺う中で、今回先の答弁でもお話をさせていただきましたけれども、第1弾ということをして今日の臨時会でお諮りを申し上げておる中で、この

まま PT 含めて第2弾、そしてこれから長期の取り組みにおそらくなってくるというふうにも存じますけれども、どのような形がより効果があるか、またより寄り添っていきけるか。その辺りはさまざま知恵を出していかねばならない、いきたいなというふうにも思っております。

この15%ということは、このたびの国の方の施策でもございます休業補償ということの60%以上が手当てをされるということ、そしてセーフティネットの融資が20%以上の影響があった事業者さまを対象としていること、こういう部分を含めまして一定20%ということの基本線とさせていただきます。

また、この町の事業なんですけれども、やはりセーフティネットの融資、これが15%以上を拾っていつている事業でございますけれども、これは返済ということを伴うものに対しまして、町の方の事業は給付ということでお渡しをさせていただくというものもでございます。

そういう点におきましては、一定の町のさまざまな財政的な制約もあるということも1つはあるかも知れませんが、この融資、返済を伴うものではない給付、ただその中でもしっかりと寄り添いたいというところと、あと国の休業手当、休業補償ということがなされることを鑑みまして、この20%ということをも1つの基本として、この事業を進めてまいりたいということでございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、さまざまこれから長期の取り組みになってくる中で、いろいろな実証に私たちまた直面をしていくというところが時間の経過とともにあるかと存じますので、その辺りはより皆さんと知恵を絞りながら取り組んでまいりたいというふうにも存じます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江です。もう1点だけ確認をしておきます。

先ほどの特別定額給付金のことなんですけれども、この資料には広報差し込みで周知予定することも書いています。ホームページ、防災無線もありますが、やはり、広報の差し込みが一番たくさんの方が見られると思いますので、広報は7日と20日に回すように自治会に配られますので、5月20日に配られるように、そのぐらいのスピード感を持ってやっていただかないと周知徹底ができませんので、そこら辺のことを5月20日に差し込んでいただけるのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 岡部福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 今のご質問でございますが、各世帯にまず郵送で確実に封書が届きますので、その中へ、まず知っていただきたい内容の部分は封書の中へ入れて送らせていただくということになりますので、もちろん広報はあと提出していただいたかどうかの確認とかいうことに関しては活用させていただきますけれども、そういう形で現在進めているところでございます。

必ず各家に届くという意味合いの中では、郵送の中で現在、当初の部分は対応するという中で、それ以降の啓発に関しては広報等を活用させていただくということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員です。よって、議案第37号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（河村善一君） これで本日の日程をすべて終了しましたので会議を閉じます。

これをもって令和2年第2回愛荘町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時04分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議会議員 4 番

令和 年 月 日 議会議員 5 番